

『「中小会計要領」使用で 保証料率割引』

中小企業庁はこのほど、「中小会計要領」を会計ルールとして採用する中小企業の信用保証料率を 0.1% 割り引く制度を開始すると発表した。

「中小会計要領」は、中小企業向けの会計ルールとして平成 24 年 2 月に策定されたもの。税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、多くの中小企業の実務で必要と考えられる項目に絞って、簡潔な会計処理を示している。国内の会計制度をめぐっては、国際的な会計基準との共通化が進められており、時価評価や見積もりの要素が強い取扱いが採用され、複雑化している。こうしたことから、上場企業が使用する会計基準を簡便化した「中小企業の会計に関する指針」というルールが平成 17 年に作られたが、それでも「水準が高い」などとの声もあり、さらに簡素化した「中小会計要領」を策定するに至った。

中小企業庁は、「中小会計要領」の普及活動の一環として、全国の信用保証協会 52 協会の協力を得て、保証料率の割引制度をスタートさせる。信用保証制度を利用する中小企業が、「中小会計要領」に従って計算書類を作成している旨の税理士、公認会計士等による確認書類を信用保証協会に提出すると、保証料率が 0.1% 割り引かれる。期間は、平成 25 年 4 月から 3 年間。

『平成 25 年度税制改正大綱(3) 中小企業税制』

中小企業関連の平成 25 年度税制改正で、既報以外の改正点を挙げてみる。
研究開発税制等好条件の内容と期待される。



【商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設】

上記の産業を営む中小企業等が、一定額以上の建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の 30% の特別償却又は 7% の税額控除を認める。投資に際しては認定経営革新等支援機関などのアドバイスを踏まえ、企業の活性化に資する設備を選定するものとする。

【中小法人の交際費課税の特例の拡充】

中小企業が支出する 800 万円以下の交際費を、全額損金算入可能とする。

【研究開発税制の拡充】

○総額型の控除上限を、法人税額の 30% まで引上げる。(適用：2 年間) ○特別試験研究費(控除率 12%) の範囲に、一定の企業間の共同研究等を追加する。

【グリーン投資税制】

○太陽光・風力発電設備の即時償却制度の対象にコージェネレーション設備を追加、また電気自動車等の 30% 特別償却制度の対象に中小水力発電設備、定置用蓄電設備、LED 照明などの省エネ設備等を追加。いずれも、適用期間を延長する。○コージェネレーション設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の 3 年間、5/6 に軽減する。